

JBIC/NEXIによる原発指針に関する NGO 提言書

2016年1月28日

国際環境NGO FoE Japan
「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
原子力資料情報室
原子力規制を監視する市民の会
協力：プラント技術者の会

Contents

1. 提言の背景・経緯.....	1
(1) 本提言の位置づけ.....	1
(2) 経緯.....	2
2. 政府による「安全配慮等確認」は名ばかり.....	3
3. JBIC/NEXIによる原発指針への提言.....	5
(1) 原則.....	5
(2) 指針の範囲.....	6
(3) 除外地域.....	6
(4) 融資前の安全配慮確認.....	7
(5) 情報公開と住民協議.....	9
(6) 意思決定への反映.....	11
(7) モニタリング.....	13
(8) 第三者機関の設置.....	13
(9) 異議申し立て.....	14
提言作成団体／協力団体／賛同団体一覧.....	15

1. 提言の背景・経緯

(1) 本提言の位置づけ

本提言は、国際協力銀行（以下 JBIC）、日本貿易保険（以下 NEXI）が策定する原発指針の位置づけ、範囲および内容に関するものであり、原発輸出に関心を有する日本の NGO および技術者により執筆した。

私たちは、主として以下の点から原発輸出に反対の立場である。

- ・ 日本が経験した福島原発事故の甚大な被害。大量の放射性物質が拡散し、多くの人たちが故郷を失って苦しんでいる状況であり、収束までには長い年月がかかる。しかも事故原因の究明は完了していない。かかる状況で原発輸出を行うことは倫理的にもゆるされない。
- ・ 被ばく労働や放射性廃棄物の処分など原発が抱える解決しえない問題
- ・ 移転された核物質・技術などの転用リスク、テロ・紛争時に標的になるリスク。
- ・ その危険性・特殊性から、情報が秘匿され、民主主義の理念と相容れない。また、反対を唱える住民に対する弾圧が行われる場合もある。
- ・ 大規模集中的な発電であり、巨大な利権をもたらす原子力産業の存在は、より小規模で分散型な発電システムの機会を損ね、むしろ貧富の格差を生みかねない。

福島原発事故は、人々から故郷を奪い、生きがいを奪った。原発関連死は 1,200 人を超え、大量の放射能が広範囲に放出され、今後数十年にわたり居住できない地域が生じた。汚染水の流出はとどまるところを知らない。

こうした中、無責任に原発輸出を推進する政府の政策に対しては、私たちは別途、反論していくつもりである。

現在、安倍政権では、原発輸出を経済戦略の一環として積極的に行う方向にはっきりと舵をとり、首相自ら積極的なトップセールスを行っている。

「経協インフラ戦略会議」を内閣府に設置し、「先進的な低炭素技術の海外展開支援」の一つとして原発輸出を位置づけている。

一方で、次項に述べる状況ではこのままでは政府による安全配慮確認は形だけのものになってしまう可能性が高い。危険な原子力案件に対する公的信用付与に対して十分に慎重であるべきという観点から本提言をまとめた。

(2) 経緯

(1) 政府による「安全確認」

3・11前でも原発の資機材の輸出と公的支援は行われてきた。その際、1件当たり10億円を超える機器について、JBICまたはNEXIの支援を行う際に、経済産業省および原子力安全・保安院による「安全確認」が行われてきた。

内容としては、資機材についての実物の確認や強度計算など、国内向け機器の場合ならば当然実施している調査が、輸出向けの場合には行われておらず、簡単な書面審査や聞き取りだけであり、①相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること、②安全確保等のために整備されている国際取り決め等を受け入れ、それを遵守していること、③輸出する機器等の製造者が、輸出機器等の品質確保や輸出後長期間にわたる当該機器等の保守補修および関連研修サービスを適切に行っていくことが自らの責務であることの認識のもとにこれに積極的に対応していくこと—の3項目について、JBIC/NEXIに申請に基づき確認を行っていた¹。実際の確認を行うのは、①、②については原子力安全保安院、③については経済産業省製造産業局産業機械課であった。

しかし、3・11後、原子力安全保安院の廃止に伴い、原子力規制委員会が安全確認に加わることを拒否していたこともあって、長らくこの「安全確認」体制は宙に浮いていた。

昨年10月6日、原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」が発表された（内容については、「2.」参照）。

(2) JBIC/NEXIによる「確認」

JBICおよびNEXIは自らが行う融資や付保が、海外において環境破壊や人権侵害を起こしてはならないという観点から、「環境社会配慮ガイドライン」を策定し、その運用を行ってきた。私たちはこの過程で、実際のプロジェクトによって影響を受ける住民等の状況も踏まえ、ガイドラインの強化に関して提言活動を続けてきた。この一環として、2008年に両機関が環境社会配慮ガイドラインを改定する際のコンサルテーション会合において、原発の固有の問題を考慮

¹ 平成15年2月7日貿易経済協力局資金協力課など「原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認について（事務手続き）」

し、原発についても環境社会配慮ガイドラインの対象にし、また、国内と同等の安全が担保されているようにすべきだと主張した。しかし、このときは、この主張は見送られた。

その後、近藤正道参議院議員の質問主意書に対する平成二十年十一月十一日内閣参質一七〇第七七号の答弁において、「JBICにおいては、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成する」と記された。

2. 政府による「安全配慮等確認」は名ばかり

原子力安全・保安院の廃止に伴い、国における原発輸出の安全配慮確認体制が定まらない状況であったが、2015年10月6日付けで「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」²が公開された。

同要綱によれば、内閣府、財務省、経産省から構成される「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する検討会議」が設置され、原子力の安全に関する条約の加入または加入意思、IAEAが実施するIRRS（総合規制評価サービス）の受入れ状況に係る情報などをもとに、政府としての原発輸出の安全確認を行うこととなっている。

またこの制度はJBIC/NEXIの「依頼」によって政府が「情報提供」する位置付けになっており、安全性等を含めプロジェクトのリスクの確認の責任主体はJBIC/NEXIである。

同要綱の内容は以下の点からきわめて不十分であり、「安全確認」とは名ばかりのレベルのものである。

- ・ 同要綱であげられている条約には、NPTやIAEA保障措置協定、追加議定書が含まれておらず、核不拡散が担保されない。
- ・ 15億円未満の案件が対象外になっている。3・11前の「安全確認」では10億円未満の案件が対象外であったため、対象が狭まっている。
- ・ 条約の加入や加入意思、IAEAのIRRSの受け入れだけでは、実際に安全が担保されない。

² 以下のURLから参照できる。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku_kakuryo_kaigi/pdf/1006siryou3.pdf

- ・ プロジェクトごとに立地の特性などに即した安全配慮確認がなされない。
- ・ 確認した内容は一般に公開されない。事後的な「議事要旨」の公開のみである。
- ・ 内閣府を中心とした、より中立性・透明性の高い合議体にて審査するとされるが、インフラシステム輸出戦略を所管する内閣府を中心とする体制では中立性は担保されない。

原子力安全条約（原子力の安全に関する条約：Convention on Nuclear Safety）は、締約国に対して、原子力施設に関する「国別報告書（National Report）」（第5条）の策定およびレビュー会合（第20条）への提出、その検討により指摘・推奨された事項について改善を図ることを求める条約である。日本も加盟国であり、国別報告書をレビュー会合に提出していたが、福島原発事故を防ぐことはできなかった。

IRRS（Integrated Regulatory Review Service；総合規制評価サービス）は、IAEA（国際原子力機関）が加盟国に提供するレビュー・サービスのひとつであり、原子力安全規制に係る国の制度等についてIAEAの安全基準に照らして総合的に評価を行うことを目的としている。原子力安全・保安院によれば、「IRRSを受けた国は、当該IRRSの評価に拘束されるものではないが、評価結果やレビューチームとの意見交換を踏まえ、安全規制の更なる高度化や実効性の向上に向けた自主的な取組が期待される」とされている³。

すなわち、IRRSもまた国の制度・体制についてであり、プロジェクトレベルの安全配慮確認ではなく、また義務的なものというよりも、自主的な改善をめざすものである。

日本は3・11以前からIRRSを受け入れていたが、これもまた福島原発事故を防ぐのには役に立たなかった。

以上のように、国の「安全配慮等確認」では、原発の立地条件や自然災害やテロリズム・紛争、原子力施設、周辺施設の安全性はまったく確認されておらず、抜け穴だらけである。

³ 原子力安全・保安院「IRRS指摘事項のポイントと取組状況」（平成21年5月7日）

3. JBIC/NEXIによる原発指針への提言

(1) 原則

原発事故を二度と引き起こさないこと、JBIC/NEXIとしてもそのための最大限の努力を行うことを、本指針の原則に明記すべきである。

- ・ 原発事故を国内外で繰り返さないことは、原発に関する意見の如何を問わず、福島原発事故を経験した日本の国是であると考ええる。
- ・ 安倍首相は、「福島原発事故を引き起こし、その経験を踏まえた日本の原発は安全」とし、原発輸出を推進する発言を行っている。このような趣旨で原発輸出を正当化するのであれば、原発事故を二度と引き起こさないこと、そのための最大限の努力を行うことをコミットし、それを可能とするような制度設計を行うべきである。
- ・ 原発輸出にかかわる人たちは、いまだに10万人もの方々が避難生活を行い、ふるさとを失って苦しんでいる現状、汚染水が漏れ出してとどまることをしらない現状を直視するべきである。
- ・ ひとたび甚大な原子力事故が起これば、広範囲で回復不可能な被害が生じる。原子力産業が社会から許容されるのは、「原子力事故を引き起こさない」ことが前提である。
- ・ JBIC/NEXIは、少なくとも融資者・付保者の責任において、最大限の努力を行うことを本指針の原則に明記すべきである。
- ・ 原発事故の重大性や現に福島原発事故を生じさせてしまった状況からして、安全性を何にもまして優先すべきであること、たとえそれが国際競争力の低下をもたらすような場合であっても、安全性を優先することを原則とすべき。もし、この考え方がJBIC/NEXIの設立の趣旨に反し、受け入れられないというのであれば、JBIC/NEXIは原子力事業から完全に撤退すべきである。

融資が公的資金からのものである以上、環境社会配慮確認、安全配慮確認に加え、案件に関わる融資リスク、プロジェクト実行ならびに事業リスクに関わる審査内容の透明化と国民への情報公開が求められる。

(趣旨)

- ・ 原子力事業は一般のインフラ事業に比べて、より多くの、かつ複雑なリスクを内蔵しており、当然 JBIC による極めて厳しい融資審査 (Due Diligence) が実施されるものと考えられる。とりわけプロジェクトファイナンス案件に

においては、当該事業の収益見込みも含めた長期にわたる操業、事業運営の視点から厳重な審査が行われるであろう。

- ・ JBIC/NEXI による融資と保険支払いの財源は財政投融资資金などの公的資金である以上、融資審査内容を透明化し、環境社会評価、安全評価に加え、プロジェクトリスクに係る評価結果を納税者に対して明らかにすべきと考える。
- ・ 万一の重大事故発生の際には立地当該国民はもとより、輸出国国民にとっても、倫理上、財政上の大きな痛手を被ることとなる。海外案件といえども、原子力プロジェクトについては、多くの国民の関心事である。

(2) 指針の範囲

原発指針は情報公開のみならず、安全配慮確認、意思決定への反映、モニタリング、異議申し立てを含んだ包括的なものにすべきである。

(趣旨)

- ・ JBIC/NEXIは、原発の安全配慮確認は、国が「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」にしたがって実施するとしている。しかし、国の「安全配慮確認」は「2.」で述べたようなさまざまな問題があり、穴だらけといっても過言ではない。また、事業ごとの特性を踏まえた安全配慮確認にはなっていない。
- ・ JBIC/NEXIは、火力・水力・道路・港湾など他のインフラ事業においては、その安全配慮確認を行っている。最もリスクが高い原子力事業のみ、安全配慮確認を行わないことは、融資・付保を行う側としての責任を放棄したこととなる。
- ・ 危険な原発案件の推進や人権侵害などに加担しないという観点にたてば、指針に照らした確認の結果を融資・付保の意思決定に反映すること、指針を満たさない案件には支援をしないことを明確にする必要がある。
- ・ 審査段階で確認したことが、その後の設計や事業実施において満たされていることを確認するためのモニタリングが必要である。

(3) 除外地域

テロ多発地域、紛争地域など、政治情勢が不安定な国には原発関連施設・事業に公的信用を付与すべきではない。

(趣旨)

- テロ多発地域、紛争地域など、政治情勢が不安定な国においては、原子力発電所の核不拡散性、核セキュリティ、安全性および放射性廃棄物の適切な管理を確保することが一層困難となるため、そのような国には原子力関連施設・事業に公的信用を付与するべきではない。

(他機関等の事例)

- 原子力供給国グループ (NSG) のガイドライン パート1の15条において、供給国は原子力関連施設などへのテロリスト攻撃について考慮に入れるよう設計者やメーカーに働きかけることが定められている⁴。
- 米輸出入銀行憲章は2(b)(4)において、同条項内に定められる一定の条件 (IAEA のセーフガードに違反した場合や、核実験を行った場合など) が国務長官によって認められた場合、アメリカ連邦議会や米輸出入銀行取締役等に報告され、当該国への輸出信用は停止されることとなっている⁵。

(4) 融資前の安全配慮確認

安全確保に関する配慮の確認に関しては、少なくとも日本の規制基準と同等の基準を求めるべきである。

(趣旨)

- 「福島原発事故を繰り返さない」という原則に立つべきである。
原子力の最悪の事故が国境を超える大災害を引き起こす恐れがある。当該国が国際条約に加盟し安全規制・体勢を整備しても、具体的なプロジェクトが必ずしも安全だとはいえない。従って、当該国が国際条約に加盟しているかどうかを確認した上で、更なるベンチマークとして、日本の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に定められた安全確認制度と基準の水準を満たしているかどうかを確認するべきである。
- 日本では、福島原発事故を受けて、日本の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく規制基準が改定され、2012年7月に新規規制基準 (原子力規制委員会規則第5号等) が策定された。

⁴ Nuclear Suppliers Group, *NSG Part1 GUIDELINES FOR NUCLEAR TRANSFERS*, (http://www.nuclearsuppliersgroup.org/images/Files/Updated_control_lists/Prague_2013/NSG_Part_1_Rev.12_clean.pdf).

⁵ The Export-Import Bank of the United States, *The Charter of the Export-Import Bank of the United States, amended December 4, 2015*, (<http://www.exim.gov/sites/default/files/newsreleases/EXIM%20Bank%20Charter%20-%20as%20amended%20by%20the%20Reauthorization%20Act%20of%202015.pdf>)

- ・ 従来の基準に比べて厳しいものとなったが、原子力防災・避難計画に係る基準がないなどの欠陥もあることから、IAEAの安全基準や原子力災害対策指針を含めて、総括的に検討したうえで、安全上ももっとも厳しい条件で審査した場合に、これをクリアしていることを条件とすべきである。
- ・ 具体的には、当該国の原子力規制当局の審査基準が新規基準と同等のレベルを有しているか、審査は公開で行われているか、住民への説明や意見聴取が十分に行われているのかを確認したうえで、当該国の審査では不十分だと判断された場合は、新規基準の適合性審査に相当する審査を日本側で実施する必要がある。

放射性廃棄物の管理・処分方法の確認に関しては、条約の加盟状況のみならず、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の管理・処分計画の内容と実効性、住民との協議の在り方を確認すべきである。

(趣旨)

- ・ 日本でも、放射性廃棄物の管理・処分の具体的な計画がないまま原子力発電所を建設してきた結果、とりわけ高レベル放射性廃棄物は処分地も決まらないまま再処理工場や中間貯蔵施設で貯蔵されている。また、使用済み燃料の多くも、原子力発電所内で貯蔵がつづけられている。
- ・ 責任の所在が明確である場合でも、管理・処分の費用が十分備えられているかどうかは疑問である。原子力発電には、放射性廃棄物が必ず伴うため、原子力発電所を建設する前に実施主体が管理・処分の具体的な計画を作成すべきである。
- ・ 放射性廃棄物は住民に重大な不利益をもたらす可能性があることから、原子力発電所を建設する場合には、事前に放射性廃棄物の管理・処分計画の策定、実施について住民との十分な意見交換があることを確認すべきである。

(他機関の事例)

- ・ IFCのパフォーマンススタンダード1においては、ステークホルダー分析、情報公開、コンサルテーションをおこなうこと、さらに重大な不利益をもたらす可能性がある計画については、ICP (Informed Consultation and Participation)のプロセスを実施することが記載されている。さらに、パフォーマンススタンダード3においては計画実施に伴い発生する廃棄物の最小化などが明記されている⁶。

⁶ International Finance Corporation, *Performance Standards on Environmental and Social Sustainability*

(http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/115482804a0255db96fbffd1a5d13d27/PS_English_2012_Full-Document.pdf?MOD=AJPERES)

- 米輸出入銀行は IAEA のガイドラインに即した放射性物質の運搬、施設の建設、運営を求めている。また、貯蔵施設のサイト内もしくはサイト近辺に放射能レベルを測定するモニタリング施設の設置を求めている⁷。

(5) 情報公開と住民協議

当該プロジェクトに関連し、核拡散、紛争・テロ、放射能汚染事故、従業員・住民の被ばくなどのリスク、事故時の対応、重大事故時の住民の避難計画、放射性廃棄物の処分・管理など、原子力固有の問題に関する情報を盛り込んだ文書⁸が作成され、公開されるべきである。これらの文書は、ドラフト作成時に JBIC/NEXI側および現地にて公開された上で、現地においてステークホルダーとの十分な協議が行なわれ、合意が得られるべきである。JBIC/NEXIは、支援を行う原子力関連案件について、これらに関する情報が事業実施国において情報公開や住民協議・合意の対象となっていることを確認するべきである。

融資回収リスクに関わり、公開すべき情報としては以下が挙げられる。

- ・ 返済の確実性と担保
- ・ 技術・安全レベルの妥当性（我が国の新規制基準レベルを満足しているか？基準地震動、津波高さ、等々）
- ・ 事業者の信用力と操業能力
- ・ 想定重大事故と損害試算
- ・ 諸リスクの評価、回避・軽減策(カントリーリスク、市場リスク、等々)

原子力事故は国境を越えた影響をもたらす恐れがあるので、立地当該国のみならず、影響を受けると考えられる隣接国の国民もプロジェクトの原子力固有の問題を含めた環境影響評価ならびに設置許可手続きに参加する機会を持つべきである。

JBIC/NEXI は、原子力関連プロジェクトへの公的信用の環境レビューにあた

⁷ US EX-IM, *International Environmental and Social Guidelines, Annex A-3 Guidelines Applicable to Projects in the Nuclear Sector, Table 4 Environmental and Safety Guidelines for the Handling, Treatment, Transportation and Storage of Spent Fuel or Radioactive Waste*, (<http://www.exim.gov/policies/ex-im-bank-and-the-environment/international-environmental-and-social-guidelines>)

⁸ 環境影響評価報告書、環境許認可証明書その他、原子炉設置のための申請書・許認可証明書、放射線モニタリング計画書及びモニタリング報告書、事故対応計画書等が想定される。

り、借入人等に対して、当該プロジェクトの原子力固有の問題に関する情報の提供を求めるべきである。これらの文書は、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、JBIC/NEXI のウェブ上で入手後速やかに公開するべきである。

また、JBIC/NEXI の現地事務所で、該当案件の他の情報と共にアクセスしやすい形で公開するべきである。→

原子力関連案件の JBIC/NEXI の公的支援に関して、日本国政府の確認体制について JBIC/NEXI のウェブサイト（和文・英文双方）等において説明を掲載するべきである。

（趣旨）

- 融資が公的資金からのものである以上、環境社会配慮確認、安全配慮確認に加え、案件に関わる融資リスク、プロジェクト実行ならびに事業リスクに関わる審査内容の透明化と国民への情報公開が求められる。
- 万一の重大事故発生の際には立地当該国民はもとより、輸出国国民にとっても、倫理上、財政上の大きな痛手を被ることとなる。海外案件といえども、原子力プロジェクトについては、多くの国民の関心事である。
- 原子力固有の問題に関する情報が環境影響評価書（EIA）に含まれていなければ、情報公開や住民協議の対象となっていることが確認されていない。原子力の固有の問題やリスクはEIAに含まれない場合が多いため、JBIC/NEXIの環境ガイドラインの規定だけでは必要な情報が国内外のステークホルダーに提供されない可能性がある。このことは、下記の二つの点で問題である。
 - ① 事業実施国内のステークホルダーが、事業の安全性等に関する情報にアクセスできないこと。
 - ② JBIC/NEXI の支援に関するアカウントビリティが日本国民に対して果たされないこと。

以上のような懸念があることから、原子力の固有の問題について、原子力関連プロジェクトに求められる要件を指針に規定し、これらの問題についての情報を盛り込んだ文書を公開するべきである。

- 日本では原子力関連プロジェクトは他のプロジェクトと性質の違うものとして扱われている。原子力の固有の問題がEIAではなく、設置許可申請書に含まれている。この情報が含まれている文書はEIAと同等に重要であり、設置許可申請書は公開されている。日本における原発建設の際には、安全性、核不拡散性、事業者の技術能力等に関しては、原子炉設置許可の申請書、同添付書類、原子炉安全専門審査会等での配布資料

が公開されている。日本が海外の原子力関連プロジェクトに融資するにあたり、最低限、日本で行われている情報公開と住民協議のレベルを確保することが必要である。

- 相手国で作成される主要な文書がステークホルダーに提供されない可能性があるだけでなく、原子力関連プロジェクトにおける JBIC/NEXI の審査プロセスも国内外のステークホルダーに知られていない。

(他機関の事例)

- 米国輸出入銀行は、プロジェクトのスポンサーに対し、IAEA の安全基準を含む相手国側の安全規制、福島事故の教訓を反映した改善等を考慮する事を求めている。また、緊急時計画と対応を策定し、相手国側の規制機関の承認を得なくてはならない⁹。
- IFC のパフォーマンス・スタンダードでは、事故時や緊急時の対応計画を作成・公開することが要件となっている。
- IFC パフォーマンス・スタンダードの 25-33 に Stakeholder Engagement の項目があり、特に、31 には地元住民が重大な不利益を被る可能性のあるプロジェクトでは、地元住民が Decision Making に関与する仕組みを設けることが記載されている。原発は重大な不利益を被る可能性が必ずあるのだから、当初からこのような仕組みを構築しておくべき。

(国際法の事例)

- エスポ条約は国境を超えた影響をもたらす恐れのあるプロジェクトの環境影響評価に関する条約である。影響を受ける可能性のある国の国民の環境影響評価への参加と情報公開に関する義務が定められている¹⁰。

(6) 意思決定への反映

⁹ US EX-IM, *International Environmental and Social Guidelines, Annex A-3 Guidelines Applicable to Projects in the Nuclear Sector, Table 1 Environmental and Social Guidelines for Nuclear Power Plants*, (<http://www.exim.gov/policies/ex-im-bank-and-the-environment/international-environmental-and-social-guidelines>)

¹⁰ Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context (Espoo, 1991), Article 2:
“2. Each Party shall take the necessary legal, administrative or other measures to implement the provisions of this Convention, including, with respect to proposed activities listed in Appendix I that are likely to cause significant adverse transboundary impact, the establishment of an environmental impact assessment procedure that permits public participation and preparation of the environmental impact assessment documentation described in Appendix II.”

JBIC/NEXIは原発指針を踏まえた審査を意思決定前に行い、審査結果を意思決定に反映すべきである。もし指針が満たされない場合は、融資・付保を行わないという判断をすべきである。また、融資・付保決定後、指針が要求している事項を満たしていない場合は、貸付等の実行停止、期限前償還を求めるべきである。以上につき、指針に盛り込むべきである。

(趣旨)

- ・ 原発事故を国内外で繰り返さないことは、原発に関する如何を問わず、福島原発事故を経験した日本の国是であると考えらる。
- ・ 安倍首相は、「福島原発事故を引き起こし、その経験を踏まえた日本の原発は安全」とし、原発輸出を推進する発言を行っている。このような趣旨で原発輸出を正当化するのであれば、原発事故を二度と引き起こさないこと、そのための最大限の努力を行うことをコミットし、それを可能とするような制度設計を行うべきである。
- ・ 環境社会配慮ガイドラインにおいては以下の文言が明記されている（JBICの場合）。

当行は、環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映する。当行は、プロジェクトの環境社会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えると考える場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。

当行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。

(中略)

借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき当行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが融資等の実施後に明らかになった場合に、当行は、融資契約に基づき、貸付等の実行を停止し、または借入人に期限前償還を求めることがあること。

原発指針についても同様の扱いとすべきである。

(7) モニタリング

審査の過程で明らかになった原子力固有の問題や情報開示・住民協議に関するモニタリングを行うべきである。

(趣旨)

- 公的信用の供与を決定した際の原子力固有の影響の回避・緩和措置に関する要件が、その後満たされているかどうかを確認する必要がある。

(他機関の事例)

- 米国輸出入銀行は、原子力施設や使用済み燃料貯蔵施設等の施設の中、もしくはその付近にモニタリング施設の設置を求め、当該国の規制機関および環境機関への定期的なモニタリング結果の提出をもとめている¹¹。
- IFC Performance Standard 1 の 22-24 に Monitoring and Review の項目がある。

原子力固有の問題に関する実施主体によるモニタリング及びJBIC/NEXIによるモニタリングは、それら結果を公開すべきである。

(趣旨)

- JBIC/NEXIのアカウンタビリティを果たすために、公的信用付与を決定した際に、原子力固有の影響の回避・緩和措置に関して確認された要件が、公的信用付与の後も適切に満たされているかどうかについて、十主体によるモニタリング結果及びJBIC/NEXIのモニタリング確認結果を公開する必要がある。

(8) 第三者機関の設置

JBIC/NEXIは原子力事業の支援にあたり、その安全配慮確認を検討するため、第三者機関を設置すべきである。

(趣旨)

- 原発事故を二度と引き起こさないこと、JBIC/NEXIとしてもそのための最大限の努力を行うという原則、また原子力事業のリスクの大きさ、多様な安全

¹¹ US EX-IM, *International Environmental and Social Guidelines, Annex A-3 Guideline Applicable to Projects in the Nuclear Sector, Table 1~4*, (<http://www.exim.gov/policies/ex-im-bank-and-the-environment/international-environmental-and-social-guidelines>)

配慮確認には多様な専門的知識を有することを考えれば、JBIC/NEXIのみの内部による審査では不足である。

- ・ 多様な分野の専門家や原発に関して批判的な観点をもつ有識者も含め、第三者機関を設置し、当該原子力事業の安全配慮、リスク評価、情報公開の状況等につき、検討を行い、その結果をJBIC/NEXIの意思決定に反映させることが必要である。
- ・ 当該機関における議論は、透明性を高めるため、外部に公開の形で行うものとする。

(9) 異議申し立て

本指針を異議申し立ての対象とするべきである。

(趣旨)

- 第1回コンサルテーションにおいて、本指針は環境社会配慮ガイドラインを補完する指針であることが明確化された。したがって、環境社会配慮ガイドライン本文の各規定と同様に、本指針の規定は異議申し立ての対象となるべきである。

次回の環境社会配慮ガイドライン改訂時に環境社会配慮ガイドラインの本文の中で、指針の位置付けを明確化するべきである。

(趣旨)

- 第1回コンサルテーションにおいて、本指針は環境社会配慮ガイドラインを補完する指針であることが明確化された。したがって、本指針の上位の位置付けとなる環境社会配慮ガイドラインの本文において、その位置づけを明確化するべきである。

提言作成団体／協力団体／賛同団体一覧

□提言作成団体

国際環境NGO FoE Japan (認定NPO法人)

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9

Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-3-2 三信ビル401

TEL: 03-3556-7325 FAX: 03-3556-7328

原子力資料情報室

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2 階B

TEL : 03-3357-3800 FAX : 03-3357-3801

原子力規制を監視する市民の会

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町3-12明成ビル302

TEL 03-5225-7213 FAX 03-5225-7214

□協力：プラント技術者の会

□賛同団体 (64団体) :

ピースボート、国際環境NGOグリーンピース・ジャパン、ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン、特定非営利活動法人メコン・ウォッチ、特定非営利活動法人アユス仏教国際協力ネットワーク、国際青年環境NGO A SEED JAPAN、福島老朽原発を考える会、特定非営利活動法人WE21ジャパン、特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター(PARC)、関西NGO協議会、怒髪天を衝く会、特定非営利活動法人 AMネット、さよなら玄海原発の会・久留米、被ばく医療を考える会かごしま、緑のハーモニー調布、七番めの星、ベクレルフリー北海道、反原発(反原発労働者行動実行委員会)、神戸国際キリスト教会、(社)神戸国際支縁機構、原発を考える品川の女たち、放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会、ふくしま地球市民発信所、NPO使い捨て時代を考える会、春を呼ぶ会、全石油昭和シェル労働組合、脱原発の日実行委員会、緑の党グリーンズジャパン、No Nukes! 野にゆく会、東日本大震災被災者支援千葉西部ネット、市民自治をめざす1000人の会、JAN (Japanese Against Nuclear) UK、三陸の海を放射能から守る岩手の会、足元から地球温暖化を考える市民ネットたてばやし、所沢「平和都市宣言」実現する会、えねみら・とっとり、脱原発ネット釧路、Sayonara Nukes Berlin、エルザ自然保護の会、特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名、日伊の架橋 - 朋・アミーチ、資料センター《雪の下の種》、ほっかいどうピーストレード釧路グループ、ドイツ公益社団法人「さよなら原発デュ

ッセルドルフ」 Atomkraftfreie Welt-SAYONARA Genpatsu Duesseldorf e.V.、商社
九条の会・東京、ODA改革ネットワーク、ODA改革ネットワーク関西、特定非
営利活動法人 日本イラク医療支援ネットワーク、WE21ジャパン藤沢、グリー
ン・アクション、一般社団法人大磯エネシフト、原発メーカー訴訟原告団、放
射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜、さよなら玄海原発の会・久留米、
（株）森と暮らすどんぐり倶楽部、オールターナティブズ、No Nukes! 野にゆく
会、太陽光・風力発電トラスト、震災復興プロジェクト・神奈川、虹とみどりの
会、緑ふくしま、さようなら柏崎刈羽原発プロジェクト、原発の危険性を考
える宝塚の会、原水爆禁止日本国民会議（原水禁）

賛同個人（317人）